

IAS 第 32 号の修正と IFRS 第 7 号の修正について

ASBJ 専門研究員 たかはし よしひこ
高橋 由彦

1 はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2011 年 12 月に、「金融資産と金融負債の相殺」(IAS 第 32 号の修正)¹と「開示—金融資産と金融負債の相殺」(IFRS 第 7 号の修正)²を公表した。米国財務会計基準審議会 (FASB) も会計基準書 (ASU) 2011-11 号を公表して、Topic 210 (貸借対照表) で開示についてののみ同様の改正を行っている。相殺要件を適用する際に認識されている不整合に対処するため、IAS 第 32 号の修正は、適用指針を追加して公表された。また IFRS 第 7 号の修正は、ネットティングの取決めが企業の財政状態に与える影響又は潜在的影響を、企業の財務諸表の利用者が評価できるようにするため公表された。

本稿では、公開草案に対するコメントが締め切られた後の 2011 年 5 月から最終基準公表に到る 2011 年 12 月までの IASB での検討状況を中心に解説するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2 公開草案公表の経緯—FASB との共同プロジェクト

金融資産と金融負債の相殺 (ネットティング) は財務諸表の表示の重要な一側面であり、IFRS と USGAAP の相殺の要求事項の相違は、IFRS に従って作成された財政状態計算書と USGAAP に従って作成されたものとの表示される金額の量的相違の最大の原因となっていた。この相違は IFRS 又は USGAAP で作成された財政状態計算書の比較可能性を低下させるため、相殺に関する要求事項の相違を速やかに解決すべきだという財務諸表利用者からの要望及び金融安定理事会³からの提言があった。

そうした要望と提言を踏まえて、金融資産と金融負債の相殺に関する要求事項を改善し、コンバージェンスを達成するため、IASB と FASB はプロジェクトを追加し、その成果として 2011 年 1 月に、金融資産と金融負債の相殺に関する共通のアプローチを共同で公開草案として公表した。

従来⁴の USGAAP は、特定の基準で具体的に容認⁴されている場合を除いて、相殺を禁止しているが、公開草案の提案は、USGAAP にお

1 Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities Amendments to IAS32

2 Disclosures-Offsetting Financial Assets and Financial Liabilities Amendments to IFRS7

3 The Financial Stability Board

けるこの例外を削除するものであった。また、公開草案は、相殺の権利は単に現在強制可能であるだけではいけないことを明確化し、相殺の権利はすべての状況（取引相手方の支払不能や破産を含む）において法的に強制可能なものでなければならず、また行使可能かどうかを将来の事象に左右されるものであってはならないことを明確にしたことで、従来のIFRSにおける相殺の要件を修正するものでもあった。

さらに開示面においても、公開草案は、相殺の権利及び関連する取決め（担保の取決めなど）並びにそれらの取決めが企業の財政状態に与えている影響に関する情報を提供することを企業に要求するものであった。

3 公開草案公表後の審議の概要

(1) 公開草案公表後の主な決定事項

公開草案に対して受け取ったフィードバックの結果、IASBとFASBは会計処理面で共通のアプローチを採用せず、FASBは、従来からのUSGAAPのアプローチを引き続き採用する一方で、IASBも公開草案ではなく、従来のIAS第32号のアプローチを引き続き採用することとした。ただし、両審議会は、認識した金融商品のうち、(a)財政状態計算書で相殺されているもの及び(b)財政状態計算書で相殺されていなくても、強制可能なマスターネットティング契約又は類似の取決めの対象であるものについて、総額と純額の共通の開示を要求することが、財務諸表利用者に有用となると考え、公開草案で当初提案していた開示要求を修正したうえで、共通の開示を求めることについて合意した。

またIASBは、相殺プロジェクトの間に判明したIAS第32号における相殺規定の適用の不整合に対処するため適用指針を修正することとした。

次の3(2)では、IAS第32号の適用指針に追加修正された項目を中心に解説する。3(3)では、審議の過程で検討されたが最終的にIAS第32号の適用指針で修正されなかったものについて解説をする。3(4)では、IFRSとUS-GAAPとの共通の開示要求であるIFRS第7号の修正について解説をする。

(2) 適用指針に追加された項目

① 「法的に強制力のある権利を現在有している」⁵の解釈

相殺の要件を満たすためには、企業は財政状態計算書で認識した金額を相殺する法的に強制力のある権利を現在有していなければならない。しかし、IAS第32号はこれまで「法的に強制力のある権利を現在有している」の意味に関するガイダンスを示してこなかったため、法的に強制力のある権利は、通常の事業の過程だけで強制可能であればよいのか、それとも、通常の事業の過程だけでなく、債務不履行、破産、支払不能となった場合にも強制可能である必要があるのか、について解釈の問題があった。

IAS第32号の修正で、相殺の権利は、通常の事業の過程のみならず、債務不履行、破産、支払不能となった場合にも相殺が強制可能である必要があることを明確化した。これは、相殺の権利が、債務不履行の発生時、倒産又は破産の発生時に強制できない場合にまで、財政状態計算書で金融資産及び金融負債を純額で表示す

4 金融資産と金融負債の相殺表示に関連した注記として、一般的な相殺規定（ASC210-20-45-1）、レポ取引に関連した相殺規定（ASC210-20-45-11）、デリバティブ債権・債務に関連した相殺規定（ASC815-10-45-5）がある。

5 currently has a legally enforceable right to set off the recognised amounts（IAS32, para42(a)）

ることは、相殺に関する企業の権利及び義務の経済的実質を反映していないと考えたからである。

また、債務不履行等となった場合とは、取引相手先だけの債務不履行等でなく、報告企業の債務不履行等も含むことも明確にした。これは、相殺の権利が、報告企業の債務不履行等の場合に強制できない場合にまで、財政状態計算書上で金融資産と金融負債を相殺することは、報告企業の財政状態を反映しないと考えたからである。

これらの点を明確にするために IAS 第 32 号に適用指針 (AG38A 項から AG38D 項) を含めることとした。

なお、「現在」(currently) とは、将来の事象に依存しない権利の概念、もしくは公開草案で定義された無条件 (unconditional)⁶ の出来事を、現行の IAS 第 32 号においても当然包含する概念であるから、適用指針で追加的に説明する必要はないとされた。

② 同時決済 (simultaneous settlement) の解釈

IAS 第 32 号第 42 項は、企業が金融資産と金融負債の相殺の要件を満たすには、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有していなければならない、つまり同時総額の決済を行う意図を有している必要があると規定していた。しかしながら、この同時総額の決済は、公開草案への回答から現在の実務では、さまざまに解釈がなされていて、実務上不統一があることが判明した。例えば、

多くの財務諸表作成者や会計事務所は、IAS 第 32 号第 48 項を、清算機関を通じた決済は、たとえ同じ瞬間に発生しない場合であっても、同時決済の要件を常に満たすと解釈していた。また、IAS 第 32 号の同時決済の要件を解釈、適用するにあたり、ASC210-20-45-11 を類推しているという回答もあった。

審議の結果、IAS 第 32 号の純額決済の定義は、信用リスクと流動性リスクがなく、受払いのプロセスが、実質的に純額決済と類似している単一決済プロセスで生じる総額決済の仕組みを含む、ということ適用指針で明確にすることとした⁷。例えば、次のすべての特徴を有する総額決済システムは、第 42 項(b)の純額決済の要件を満たすと IAS 第 32 号の修正で規定した⁸。

- (a) 相殺に適格な金融資産と金融負債が、同じ時点で処理のために投入される
- (b) いったん金融資産と金融負債が処理のために投入されると、当事者は決済義務の履行に拘束される
- (c) いったん金融資産と金融負債が処理のために投入されると、その資産と負債から生じるキャッシュ・フローが変化する可能性がない (ただし、処理が不成立の場合を除く一下記 (d)参照)
- (d) 証券で担保されている資産と負債が証券の譲渡又は類似のシステム (例えば、支払と同時の引渡し) で決済されており、証券の譲渡が不成立となった場合には、証券で担保されている関連する債権又は債務の処理も不成立となるようになっている (及びその逆)

6 無条件の相殺の権利とは、相殺の権利のうち、行使可能かどうか将来の事象の発生を条件としないものである。

7 IASB は、相殺要件の目的において純額決済と同等と取り扱うことのできるシステムを記述する際に、清算機関又は中央清算機関に具体的に言及しないことを決定した。IAS 第 32 号の AG38F 項の原則を満たすシステムは、法域によりさまざまな名称で呼ばれる場合があり、特定の種類の決済システムに言及すると、純額決済と同等と考えられる他のシステムを除外する可能性があったからとしている。

8 AG38F 項

- (e) (d)で示したような、不成立となった取引は、決済されるまで処理のために再投入される
- (f) 決済が同一の決済機関（例えば、決済銀行、中央銀行又は中央証券預託機関）を通じて実行される
- (g) それぞれの相手ごとに決済日に支払の処理ができるように、十分な貸越金額を提供する日中クレジットファシリティが準備され、かつ、要求があれば日中クレジットファシリティが与えられることがほぼ確実である

(3) 適用指針に追加することが見送られた項目

① 担保金額の相殺

IAS 第 32 号に規定されている相殺要件は、「担保」と呼ばれる項目について特に定めを置かなかったが、公開草案では、担保として差し入れた資産（もしくは差し入れた担保を取り戻す権利）又は売却した担保を返還する義務を関連する金融資産及び金融負債と相殺することを、明示的に禁止した。

審議の結果、IASB は、担保と呼ばれる認識した金融商品については、IAS 第 32 号第 42 項の相殺要件を満たす場合に、かつ、その場合のみ、財政状態計算書において関連する金融資産又は金融負債と相殺すべきであることを確認し、担保の取扱いに関する規定は適用指針に追加しなかった。

② 会計処理単位

現行の IAS 第 32 号、また公開草案においても、契約の中の個々の識別可能なキャッシュ・フロー単位で相殺要件を適用するのか、金融資産と金融負債の全体に相殺要件を適用するのか、明確にしてこなかった。公開草案に関して行ったアウトリーチで、相殺が行われる会計処理単位について実務上不統一があったことが明らかになったので、検討が行われた。

審議の結果、相殺に係る会計処理単位の現行の実務での多様性は、現行の相殺要件に反する相殺結果を生じさせないとして、相殺の会計処理単位については、IAS 第 32 号の適用指針に記載しないこととされた。

(4) 開示

① 開示要求

IASB と FASB は、開示の範囲を、両審議会のそれぞれの相殺モデルを満たすすべての金融商品、及び強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である認識した金融資産及び認識した金融負債に限定して、ネットティングの取決めが企業の財政状態に与える影響又は潜在的影響を財務諸表の利用者が評価できるようにする情報を提供することを決定した。

企業は、報告期間の末日現在で、上記の範囲内の企業の認識した金融資産及び認識した金融負債を区別して、次の定量的情報を原則表形式で開示しなければならない、と IFRS 第 7 号の修正で定めた。

- (a) 認識した金融資産及び認識した金融負債の総額
- (b) 財政状態計算書上に表示している純額を算定する際に、IAS 第 32 号第 42 項の要件に従って相殺している金額
- (c) 財政状態計算書に表示している純額
- (d) 強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である金額のうち第 13C 項(b)に含まれない金額。これには次の金額が含まれる。
 - (i) IAS 第 32 号第 42 項の相殺の要件の一部又は全部を満たさない認識した金融資産に関する金額
 - (ii) 財務担保（現金担保を含む）に関する金額
- (e) 上記(c)の金額から(d)の金額を控除した後の純額

② 開示の対象となる金融商品の範囲

開示は、IAS第32号第42項に従って相殺されているすべての金融資産と金融負債について要求されるとともに、金融商品がマスターネットティング契約又は類似した金融商品及び取引を扱う類似の契約の対象である場合には、当該金融商品がIAS第32号第42項に従って相殺されているかどうかに関係なく、当該金融商品は、開示要求の範囲に含まれる⁹。したがって、デリバティブ、レポ取引、リバースレポ取引、証券借入及び証券貸付契約は開示の対象になるが、同一の金融機関内での貸付金と顧客の預金（財政状態計算書で相殺される場合を除く）及び担保契約のみの対象となっている金融商品は除かれる。なお、本プロジェクトは、認識した金融商品と金融商品の相殺契約が企業の財政状態に与える影響に焦点を当てたものであるので、両審議会は、信用リスクの開示の包括的な再検討は本プロジェクトの範囲外であることに留意し、非金融商品である担保についてのみ相殺の権利を有する金融商品は除外した。

4 発効日

「開示—金融資産と金融負債の相殺」（IFRS第7号の修正）は、2013年1月1日以後開始する事業年度及び当該事業年度に属する期中期間に適用しなければならない。なお、企業は、当該修正で要求される開示を遡及的に提供しなければならないとしている。

一方、「金融資産と金融負債の相殺」（IAS第32号の修正）は、適用指針の明確化により実務が変更となる可能性があるという作成者の懸念に応え、2014年1月1日以後開始する事業年度に適用するとしている。なお、企業は当該修正を遡及適用しなければならないが、早期適用も認めている。また、IAS第32号の修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、2011年12月公表の「開示—金融資産と金融負債の相殺」（IFRS第7号の修正）で要求している開示を行わなければならない。

9 純額表示されなかった相殺権について、その内容を含む定性的な説明を行うことも求められている。例えば、相殺要件が条件付きの場合には、これについて説明を行わなければならない。